

環境市民厚生常任委員会

日 時 令和4年4月27日（水） 午前10時00分 ～
場 所 全員協議会室

1 開 議

2 行政報告

【市民生活部】

- （1）亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
- （2）亀岡市税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告について

【健康福祉部】

- （1）住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給状況について
- （2）新型コロナウイルスワクチン接種状況等について

3 行政視察について

4 その他

環境市民厚生常任委員会資料

【市民生活部】

目 次

資料 11
-------------	--------

亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を
改正する条例の制定について

(保険医療課)

資料 214
-------------	---------

亀岡市税条例等の一部を改正する条例の制定について

(税務課)

事務連絡
令和4年3月14日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
総務主管部（局）
国民健康保険税主管課（部）

御中

厚生労働省保険局国民健康保険課
総務省自治税務局市町村税課

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る 国民健康保険料（税）の減免等について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）（以下「保険料（税）」という。）の減免については、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免等について」（令和3年6月2日付け事務連絡。以下「令和3年6月2日事務連絡」という。）、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免等に係る財政支援の拡充について」（令和3年11月26日付け事務連絡）等に基づき、財政支援を行っているところです。

今般、令和4年度における取扱いとして、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限がある令和4年度分の保険料（税）の減免を行った場合について、下記のとおり減免に要する費用を特別調整交付（補助）金の財政支援の対象とすることとしますので、貴管内の保険者への周知等よろしくお願いいたします。

なお、引き続き新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等の観点から、申請者が直接窓口に来ていただかなくても済むよう、郵送やオンラインにより申請を受け付け、必要に志じ電話等で事実確認をする等の方法もご検討いただくとお願いいたします。

記

I 財政支援の対象となる保険料（税）の取扱い

- 1 国庫補助の対象となる保険料（税）減免の基準については、追って特別調整交付（補助）金の交付基準を通知することとしているが、具体的な基準及びその概要は別紙1及び別紙2のとおりとする予定であること。

2. 財政支援の割合については、追って特別調整交付（補助）金の交付基準を通知することとしているが、その概要は以下のとおり。

（市町村）

別紙1の基準に該当する被保険者に対して、令和4年度分の保険料（税）であって、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ。）が到来する保険料（税）の減免を行った場合は、次のとおり、当該市町村における保険料（税）減免総額が市町村調整対象需要額に占める割合に応じて、それぞれに定める割合に相当する額を、特別調整交付金で財政支援する予定であること。

別紙1の基準に該当する被保険者に係る令和3年度相当分の保険料（税）額であって、令和3年度末に資格を取得したこと等により令和4年4月以後に普通徴収の納期限が到来するものについても、令和4年度の特別調整交付金により、令和4年度分の保険料（税）と同様の財政支援を予定していること。

- （1）保険料（税）減免総額（令和4年度分の保険料（税））が、市町村調整対象需要額の3%以上である場合
保険料（税）減免総額の10分の10相当額
- （2）保険料（税）減免総額（同上）が、市町村調整対象需要額の1.5%以上3%未満である場合
保険料（税）減免総額の10分の6相当額
- （3）保険料（税）減免総額（同上）が、市町村調整対象需要額の1.5%未満である場合
保険料（税）減免総額の10分の4相当額

(国保組合)

別紙2の基準に該当する被保険者に対して、令和4年度分の保険料であつて、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限が到来する保険料の減免を行った場合は、その10分の6相当額を特別調整補助金で財政支援する予定であること。

別紙2の基準に該当する被保険者に係る令和3年度相当分の保険料額であつて、令和3年度末に資格を取得したこと等により令和4年4月以後に納期限が到来するものについても、令和4年度の特別調整補助金により、令和4年度分の保険料と同様の財政支援を予定していること。

3. 保険料(税)の減免については、各保険者が条例又は規約に基づき行うものであり、本事務連絡に基づく減免について現行の条例又は規約に対応する規定がない場合は、条例又は規約の整備が必要となること。
4. 減免対象期間中に既に徴収した保険料(税)がある場合について、徴収前に減免の申請が出来なかったやむを得ない理由があると認められる場合には、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対し、遡って減免を行うことも考えられること。

II 保険料(税)の徴収猶予の取扱い

国民健康保険において、特別な理由がある者については、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第77条の規定に基づき条例若しくは規約の定めるところにより、又は地方税法(昭和25年法律第226号)第15条の規定に基づき保険者の判断で、保険料(税)の徴収猶予を行うことが可能とされている。

これらを踏まえ、各保険者において、暫定賦課による保険料(税)納付が困難な令和3年6月2日事務連絡に基づく保険料(税)減免の対象者等に対して、令和3年所得に基づく令和4年度における保険料(税)賦課額が確定するまでの期間の保険料(税)について、徴収猶予の対応をいただくなどご配慮いただきたいこと。

(別紙1)

○新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による市町村
保険者の国民健康保険料(税)の減免に対する財政支援の算定基準について

1 財政支援の対象とする減免措置

財政支援の対象となる減免措置は、市町村の国民健康保険に加入している被
保険者の属する世帯に係る保険料(税)について、市町村が条例に基づいて行
った減免措置とする。

2 交付額の算定の基礎となる減免基準

(1) 減免の対象となる世帯及び減免額

保険料(税)の減免額は、次の①又は②のいずれかに該当するに至った世
帯につき、それぞれの基準により算定した額とすること。なお、いずれの基
準にも該当する場合は、減免額の大きいものを適用すること。

① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤
な傷病を負った世帯 全部

② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、
不動産収入、山林収入又は給与収入(以下「事業収入等」という。)の減少
が見込まれ、次のiからiiiまでの全てに該当する世帯

【要件】

i 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額(保険金、
損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額)が前年の当該事
業収入等の額の10分の3以上であること。

ii 世帯の主たる生計維持者の前年の地方税法(昭和25年法律第226号)
第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国
民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定
する他の所得と区別して計算される所得の金額(地方税法第314条の
2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の
金額。)の合計額(以下「合計所得金額」という。)が1,000万円以下で
あること。

iii 減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等
に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

【減免額の算定】

【表1】で算出した対象保険料(税)額に、【表2】の前年の合計所得
金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額($A \times B / C \times (d)$)

【減免額の計算式】

$$\text{対象保険料（税）額} \times \text{減額又は免除の割合} = \text{保険料（税）減免額} \\ (A \times B / C)$$

【表1】

対象保険料（税）額 = $A \times B / C$
A：当該世帯の被保険者全員について算定した保険料（税）額
B：世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額 (減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額)
C：被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

【表2】

前年の合計所得金額	減額又は免除の割合 (d)
300万円以下であるとき	全部
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1000万円以下であるとき	10分の2

(注1) 世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料（税）額の全部を免除すること。

(注2) 国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「非自発的失業者」という。）に該当することにより、現行の非自発的失業者の保険料（税）軽減制度の対象となる者については、まず前年の給与所得を100分の30とみなすことにより当該保険料（税）軽減を行うこととし、今回の措置による給与収入の減少に伴う保険料（税）の減免は行わない。

非自発的失業者の給与収入の減少に加えて、その他の事由による事業収入等の減少が見込まれるため、保険料（税）の減免を行う必要がある場合には、次のア及びイにより合計所得金額を算定すること。

ア. 【表1】のCの合計所得金額の算定に当たっては、非自発的失業者の保険料（税）軽減制度を適用した後の所得を用いること。

イ. 【表2】の合計所得金額の算定に当たっては、非自発的失業者の保険料（税）軽減制度による軽減前の所得を用いること。

(2) 減免の対象となる保険料（税）

減免の対象となる保険料（税）は、令和4年度分の保険料（税）であって、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日。）が設定されているものとする。

3 保険料（税）の減免に要する費用に対する財政支援について

特別調整交付金の交付基準は別途通知することとしているが、次の点に留意されたいこと。

- (1) 4方式を採用している市町村の場合、条例に基づいて固定資産税の課税免除を実施した場合の保険料（税）の資産割の減収分についても交付対象とすること。
- (2) この取扱いは、令和4年度までとすること。

(別紙2)

○新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による国民健康保険組合の国民健康保険料の減免に対する財政支援の算定基準について

1 財政支援の対象とする減免措置

財政支援の対象となる減免措置は、国民健康保険組合（以下「国保組合」という。）に加入している組合員について、国保組合が規約に基づいて行った減免措置とする。

2 交付額の算定の基礎となる減免基準

(1) 減免の対象となる世帯及び減免額

保険料の減免額は、次の①から③までのいずれかに該当するに至った世帯につき、それぞれの基準により算定した額とすること。なお、複数の基準に該当する場合は、減免額の大きいものを適用すること。

① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡した世帯全部

※「主たる生計維持者」が国保組合の組合員であり、組合員の死亡により世帯全員が資格を喪失する場合は、保険料減免の対象とならないが（新たに加入する医療保険において減免の対象となりうる。）、当該国保組合の被保険者以外の者が主たる生計維持者である場合は、保険料減免の対象となりうる。

② 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が重篤な傷病を負った世帯 全部

③ 新型コロナウイルス感染症の影響により、組合員の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）のいずれかの減少が見込まれ、当該減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額。以下同じ。）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上である世帯

組合員の事業収入等に係る減少率（組合員の事業収入等の減少額を前年の当該事業収入等で除して得た割合）に応じた次の表の各区分に掲げる減額又は免除の割合

【表】

減少率	減額又は免除割合
5/10以上	全額
5/10未満4/10以上	3/4
4/10未満3/10以上	2/4

(2) 減免の対象となる保険料

減免の対象となる保険料は、令和4年度分の保険料であって、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限が設定されているものとする。

3 保険料の減免に要する費用に対する財政支援について

特別調整補助金の交付基準は別途通知することとしているが、次の点に留意されたいこと。

この取扱いは、令和4年度までとすること。

○ 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免基準

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯・・・全部
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のiからiiiまでの全てに該当する世帯

【要件】

- i 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の8以上であること。
- ii 世帯の主たる生計維持者の合計所得金額が1,000万円以下であること。
- iii 減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

【減免額の算定】

【表1】で算出した対象保険料（税）額に、【表2】の前年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額（ $A \times B / C \times (d)$ ）

【減免額の計算式】

$$\text{対象保険料額} \times \text{減額又は免除の割合} = \text{保険料減免額} (A \times B / C)$$

【表1】

$$\text{対象保険料額} = A \times B / C$$

A：当該世帯の被保険者全員について算定した保険料額

B：世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額（減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額）

C：被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

【表2】

前年の合計所得金額	減額又は免除の割合 (d)
300万円以下であるとき	全部
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1000万円以下であるとき	10分の2

（注1）世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料額の全部を免除

（注2）非自発的失業者の保険料軽減制度の対象となる者については、まず前年の給与所得を100分の30とみなすことにより当該保険料の軽減を行うこととし、今回の措置による給与収入の減少に伴う保険料の減免は行わない。

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」について

令和3年11月19日
閣議決定

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を別紙のとおり定める。

(別紙)

コロナ克服・新時代開拓のための
経済対策

令和3年11月19日

利用できるマイナポイント（1人当たり最大2万円相当）を付与する（Ⅲ. 1. (2) ②に後述）。

雇用調整助成金の特例措置等は、特に業況が厳しい企業等に配慮しつつ、令和4年3月まで延長する。具体的には、業況特例、地域特例について、3月末まで現行の日額上限・助成率の特例を継続する。その他については、3月末まで現行の助成率の特例を継続しつつ、日額上限は段階的に見直す。

同時に、成長分野等へ労働者が円滑に移動できる環境整備等を図るため、需要減少で人手が過剰な企業から人手不足の企業への在籍型出向を助成金でしっかりと支援するほか、職業訓練と再就職支援を組み合わせ、労働者のスキルアップや労働移動を図る事業の強化を行う。

また、当面の雇用調整助成金等の財源確保及び雇用保険財政の安定を図るため、雇用保険臨時特例法¹²に基づき、一般会計から労働保険特別会計雇用勘定に任意繰入を行う。これを含め、雇用調整助成金等の支給や雇用保険財政の安定のため多額の国庫負担を行っていることも踏まえ、労使の負担感も考慮しつつ、保険料率や雇用情勢及び雇用保険の財政運営状況に応じた国の責任の在り方を含め、令和4年度以降の雇用保険制度の安定的な財政運営の在り方を検討し、次期通常国会に法案を提出する。

<孤独・孤立で悩む方々への支援>

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、孤独・孤立に悩む方々への対応が重要となっている。このため、孤独・孤立対策に関わるNPO等の支援団体への支援や都道府県等が地域の実情に応じて実施する様々な支援策を支援するとともに、孤独・孤立に悩む方々へのきめ細かな支援体制を構築する。

¹² 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律（令和2年法律第54号）。

- ・ 住民税非課税世帯に対する給付金（仮称）
- ・ 新型コロナの影響により厳しい状況にある学生等の学びを継続するための緊急給付金（文部科学省）
- ・ 緊急小口資金等の特例貸付（厚生労働省）
- ・ 住居確保給付金の支給（厚生労働省）
- ・ 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給（厚生労働省）
- ・ 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（厚生労働省）
- ・ 子育て世帯に対する給付（仮称）
- ・ マイナポイント第2弾（総務省、厚生労働省、デジタル庁）
- ・ 雇用調整助成金の特例措置等（厚生労働省）
- ・ 雇用保険財政の安定（厚生労働省）
- ・ 産業雇用安定助成金等による在籍型出向の活用促進（厚生労働省）
- ・ トライアル雇用助成金の活用促進（厚生労働省）
- ・ コロナ禍での非正規雇用労働者等の労働移動支援事業（厚生労働省）
- ・ 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金（厚生労働省）
- ・ 求職者支援制度による非正規雇用労働者の再就職、転職、能力開発への支援の強化（厚生労働省）
- ・ ハローワークにおける人材不足分野に係る就職支援（厚生労働省）
- ・ 生活困窮者等支援民間団体活動助成事業（厚生労働省）
- ・ 新型コロナウイルスの影響に伴う国民健康保険料・介護保険料等の減免を行った市町村等に対する財政支援（厚生労働省）
- ・ 孤独・孤立対策の強化（孤独・孤立対策連携プラットフォーム（仮称）設立準備等）（内閣官房）
- ・ 国産農林水産物等販路新規開拓緊急対策事業（農林水産省）【再掲】
- ・ フードバンク支援緊急対策事業（農林水産省）
- ・ 政府備蓄米の子供食堂等への無償交付の民間利用促進（農林水産省）
- ・ 地域女性活躍推進交付金（内閣府）
- ・ 子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業（地域子供の未来応援交付

地方税法等の一部を改正する法律の概要

総務省

1 固定資産税等

◎ 固定資産税（土地）の負担調整措置

- 景気回復に万全を期すため、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、激変緩和の観点から、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の2.5%（現行：5%）とする。
 - ※ 住宅用地、農地等については、現行どおり。
 - ※ 都市計画税についても、同様の措置を講ずる。

2 法人事業税

◎ 付加価値割における賃上げへの対応

- 法人税における賃上げ促進税制に合わせ、継続雇用者給与等支給額を3%以上増加させる等の要件を満たす法人について、雇用者給与等支給額の対前年度増加額を付加価値額から控除する。（2年間の時限措置）

◎ 大法人に対する所得割の軽減税率の見直し

- 外形標準課税対象法人（資本金1億円超の法人）の年800万円以下の所得に係る軽減税率を廃止し、標準税率を1.0%（特別法人事業税を含んだ場合3.6%）とする。

◎ ガス供給業に係る収入金額課税の見直し

- 導管部門の法的分離の対象となる法人等について、一定の代替財源^⑥を確保しつつ、製造・小売事業に係る課税方式について、その4割を見直し、付加価値割及び資本割を組み入れる。

（注）導管部門の法的分離の対象となる法人に係る固定資産税の特例を廃止（所要の経過措置）。

※ 上記以外の法人の製造・小売事業に係る課税方式は、他の一般の事業と同様とする。

※ この見直しに伴い、特別法人事業税の税率を見直し（基準法人収入割額の30%→62.5%）。

【特別法人事業税及び特別法人事業額与税に関する法律（平成31年法律第4号）の改正】

3 個人住民税

◎ 住宅ローン控除

- 所得税の住宅ローン控除の適用者^⑦について、所得税額から控除しきれなかった額を、所得税の課税総所得金額等の5%（最高9.75万円）の控除限度額の範囲内で、個人住民税額から控除する。
 - ※ 住宅の取得等をして令和4年から令和7年までの間に居住の用に供した者。

4 納税環境整備

◎ 地方税務手続のデジタル化

- eLTAX（地方税のオンライン手続のためのシステム）を通じた電子申告・申請の対象手続や電子納付の対象税目・納付手段を拡大する。

5 主な税負担軽減措置等

- 貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置を創設（固定資産税、都市計画税）
- 地域医療構想に基づき再編を行った医療機関に係る課税標準の特例措置を創設（不動産取得税）
- 新築の認定長期優良住宅に係る課税標準の特例措置を2年延長（不動産取得税）
- 航空機燃料税の税率の見直しに伴い、航空機燃料譲与税の譲与割合に係る特例措置を1年延長。
【航空機燃料譲与税法（昭和47年法律第13号）の改正】

※ 上記の改正は、原則令和4年4月1日施行

令和4年4月27日
環境市民厚生常任委員会

－ 提出資料 －

資料1

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

の支給状況について・・・・・・・・・・（地域福祉課）

資料2

新型コロナウイルスワクチン接種状況等について・・・（健康増進課）

健康福祉部

資料 1

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給状況について

1 確認書送付件数

合計 9,603件

1回目 9,044件(2月4日発送)

2回目 557件(2月28日発送)

3回目 2件(3月11日発送)

2 受付件数

(1) 確認書(プッシュ型) 8,597件(返信率89.6%)

(2) 申請書(家計急変・非課税申立) 57件

3 支払件数

(1) 確認書 支払対象 8,583件(受付に対して99.8%)

支払済 8,092件(対象に対して94.3%)

(2) 申請書 支払対象 45件(受付に対して78.9%)

支払済 24件(対象に対して53.3%)

4 コールセンターの状況について

受電件数 1,685件

窓口対応件数 1,285件

*コール対應用電話は3台設置

*受付対応窓口は2箇所設置

新型コロナウイルスワクチンの追加(3回目)接種の状況について

1 接種券発送状況(令和4年4月19日現在)

1 2歳以上の亀岡市民で2回目接種後6カ月到達者に順次送付

1) 接種券発送件数

2回目接種済者69,712人中、55,806人(全体の80.05%)に接種券を発送済み

2) 今後の発送予定

発送予定日：4月22日、4月25日、5月13日、5月20日、5月27日

2 ワクチン供給状況

1) 在庫量 (令和4年4月24日終了時点)

ファイザー社製 : 14,250回分(2.375バイアル)

武田/モデルナ社製 : 1,245回分(8.3バイアル)

合計 15,495回分

※ファイザー社製ワクチンは1バイアル6回分、武田/モデルナ社製ワクチンは1バイアル15回分使用

3 接種の状況

1) 接種実績 (VRS より)

R4.4.19 現在 (速報値)	1回目	2回目	3回目
65歳以上高齢者 (接種率)	25,361人 (95.58%)	25,276人 (95.26%)	22,869人 (86.19%)
65歳未満 (接種率)	44,088人 (83.33%)	43,738人 (82.67%)	15,558人 (29.41%)
年齢不詳	881	698	79
合計 (接種率 接種対象者比) [接種率 総人口比]	70,330人 (88.53%) [80.06%]	69,712人 (87.75%) [79.36%]	38,506人 (48.47%) [43.83%]

2) 集団接種の状況 (3回目)

○実施状況 (R4.4.24) モデルナ社製ワクチンで実施

実績	2月				小計
	12日(土)	13日(日)	26日(土)	27日(日)	
定員	420	800	420	800	2,440
接種人数	420	785	419	790	2,414

実績	3月					小計
	12日(土)	13日(日)	19日(土)	20日(日)	27日(日)	
定員	500	1,000	500	1,000	500	3,500
接種人数	491	990	489	966	472	3,408

実績	4月					小計
	9日(土)	10日(日)	17日(日)	23日(土)	24日(日)	
定員	500	1,000	500	520	1,000	3,520
接種人数	480	970	489	502	554	2,995

実績	合計 (2~4月)
定員	9,460
接種人数	8,817

○予約状況 (R4.4.22)

予約	5月	
	7日(土)※	8日(日)
定員	500	1,000
予約人数	500	273

※5月7日(土)はファイザー社製ワクチンで実施予定

3) 個別接種等の状況 (3回目)

○実施状況 (VRS より 接種者数比較)

接種会場	接種者数 (R4.3.7 速報値)	接種者数 (R4.4.21 速報値)
市内医療機関	6,514	22,341
市内5病院等	4,924	9,884
京都タワー会場	860	1,878
自衛隊大阪会場	22	58
市外医療機関等	2,175	4,802
合計	14,495	38,963

※市内医療機関には高齢者施設分を含む

新型コロナワクチンの小児(5歳～11歳)への接種について

○対象者：5歳から11歳の亀岡市民 5,221人に発送
(令和4年3月11日(金))

○使用ワクチン：小児用新型コロナワクチン(ファイザー社製)

○ワクチンの確保状況：令和4年3月4日(金)	600回分
令和4年3月15日(火)	1,500回分
令和4年4月14日(木)	970回分
合計	3,070回分

○実施方法：集団接種・個別接種併用型
※集団接種は終了し、現在は個別接種

○接種期間：令和4年9月30日まで

○接種状況(令和4年4月19日時点)

集団接種(亀岡運動公園大体育館)

1回目	3月26日(土)午後	275/400人
	3月27日(日)午前	133/400人
合計		408人

2回目	4月16日(土)午後	253
	4月17日(日)午前	126
合計		379人

個別接種(市内実施医療機関他)

1回目	76人
2回目	11人

新型コロナワクチンの4回目接種について

○これまで方向性

- ・令和4年3月25日 第12回厚生労働省自治体説明会
- 3回目接種を完了した全ての者に4回目接種の機会を提供することを想定しつつ、引き続き検討
- ・令和4年4月27日 厚生労働省ワクチン分科会開催予定
- ・令和4年4月28日 第13回厚生労働省自治体説明会

行政視察検討資料

●候補地参考事例

No.	都道府県	自治体名	人口 (万人)	面積 (km ²)	取組事例
参考	京都府	亀岡市	9	224.80	
1	東京都	墨田区	28	13.75	包括的な支援体制の構築
2	東京都	豊島区	29	13.01	
3	東京都	八王子区	57	186.38	
4	東京都	多摩市	15	21.01	
5	滋賀県	東近江市	12	388.37	